

《 警報発令時における臨時休館処置について 》

- 1、**午前 7 時現在**で、大阪府羽曳野市に暴風警報・大雨警報・洪水警報・特別警報（以下「警報」という。）が発令された場合は、休館にします。
- 2、**午前 7 時現在**警報が発令されていない場合で、危険が予想される場合には、羽曳野市教育委員会（幼稚園・小中学校と同様）の対応に準じた処置となります。
- 3、**午前 7 時以降**に警報が発令された場合は、警報発令時から休館にします。
- 4、**午前 10 時までに**警報が解除の場合は、午後から開館します。
- 5、**午前 10 時現在**で、警報が発令されている場合は、終日休館にします。

※「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。例えば、東日本大震災における大津波や、「伊勢湾台風」の高潮、「令和元年東日本台風」の大雨等に匹敵する災害が予想される場合に発表の対象となります。

7 時時点発令：休館
7 時以降発令：発令時から休館
10 時時点発令：終日休館
10 時時点解除：午後から開館

羽曳野市立子育て支援センター

令和 7 年 4 月 1 日より適用